被災者自立再建促進プログラム説明会の開催状況について

1. 開催主旨

• 応急仮設住宅入居者等に被災者自立再建促進プログラムを説明することにより、生活再建状況に応じた各種支援策を展開する旨を周知し、自立再建の促進を図る。

2. 開催日時および参加状況

• 本庁管内4箇所(蛇田、渡波、石巻、開成)および総合支所管内は、雄勝総合支所を除く5ヶ所で 開催し、延べ262人が参加。

▼被災者自立促進プログラム説明会の開催日時と参加状況

月日	曜日	時間	場所	参加者			合計
				プレハブ仮設	みなし仮設	その他	
7月17日	日曜日	10時~	蛇田公民館	25	1	4	30
7月17日	日曜日	14時~	渡波公民館	12	0	5	17
7月18日	月曜日	10時~	消防本部	25	2	5	32
7月18日	月曜日	14時~	包括ケアセンター	44	0	6	50
7月25日	月曜日	19時~	桃生総合支所	7	0	2	9
7月26日	火曜日	18時30分~	河北総合センター	37	1	8	46
7月27日	水曜日	18時30分~	河南農村環境改善センター	23	0	4	27
7月28日	木曜日	19時~	にっこりサンパーク	21	0	0	21
7月29日	金曜日	18時~	保健福祉センター清優館	26	0	4	30
合計			220	4	38	262	

3. 主な質疑応答

・被災者自立再建促進プログラム説明後、質疑応答を行った。

▼説明会での主な質疑応答

▼ 01.00 C (O L (A A A A A A A A A A A A A A A A A A							
質問区分	主な質問	担当課回答					
	・蛇田地区の復興公営住宅がどこに建つのか。同地区は一杯で入れない。募集段階になってからではなく、計画段階で公表してほしい。 ・事前登録の申し込み期限はあるのか?	・新蛇田地区は現状で公表できない部分もあり、検討中でご理解いただきたい。計画戸数1,180戸のうち蛇田では1,133戸が着手済み。残り47戸は公募買取のため場所は提案を受けないとわからない状況。必要戸数が間に合うかは自立計画届出書で確認し、数を調整していく。・2回事前登録を行っているが、それでも登録されていない場合は随時受け付ける					
復興公営住宅関 係	・復興公営住宅に当選したが、市税等に滞	形となる。自立計画届出書の提出を受けて事前登録を進めていきたいと考えている。 ・入居資格の一つに滞納がないこととして					
	納があったため取り下げられた。現在、 滞納分を納めているものの、平成30年 までに完納できなかった場合はどうな るのか?	いるため、まずは滞納をなくして欲しいが、払う意思があって一定の努力をしている方の分割での入居も検討していく。					
	・住まいの再建未決定で復興公営住宅の 入居資格がない場合、復興公営住宅が もし市営住宅に切り替わった場合の優 先度は被災していない人と同じになる か?	・復興公営住宅が全て完成後、調査により 入居資格者がない場合は県内全域に募集 し、それでも空きがあれば一般に募集す ることになる。この場合、仮設入居者枠 を設けて募集するよう検討する。					

質問区分	主な質問	担当課回答
防災集団移転	にっこりサンパーク団地の集約期限は 平成29年9月だが、防集事業は間に 合うのか。	・仮設団地の入居率と工事の進捗状況から 期限を決めた。工事中の小室、小泊は来 年2月、相川は来年5月の引渡しになる よう進めている。
	・集約拠点団地への移転にかかる費用に ついて、市が負担するのは引越し費用 のみか?	・基本的に、市が負担するのは荷物を運ぶ 引越し費用であり、その他の諸経費は入 居者負担となる。
	・集約拠点団地に移転し、その後恒久住宅 (復興公営住宅等)に移転する場合、恒 久住宅への引越し費用も市が負担する のか?	・集約拠点団地から復興公営住宅等に移転する場合、仮設住宅の退去完了後、市から補助金(一律 10 万円)を交付する。 災害危険区域で被災し自宅を建設する方は、国の補助対象だが上限がある。
プレハブ仮設住宅 の移転・集約関係	・引越し先の仮設住宅にエアコンがない 場合は、個人で設置するのか?	・引越し先の設備は入居中の仮設設備と同じように準備するためエアコンは設置されている。
	・人気のある集約拠点団地への希望者が 殺到した場合、どのように対応するのか?	・集約拠点団地は、移転対象者(約500~600世帯)分の部屋数を確保しており、 団地ごとに間に合うよう用意しているが、それでも不足する場合は個々の希望を勘案しながら調整する。
	・移転集約説明会が開催される前に移転 することはできないのか?	・早めの移転を希望する場合は、個別に相 談に応じる。
特定延長関係	・「特別な事情」に当てはまる場合、どの程度の延長が認められるのか? ・二子団地に再建予定だが。仮設住宅の供与期限が平成30年9月ということで、土地の供給を受けてから再建までにこの期限を過ぎる場合があるかもし	・まずは1年と考えている。他の市町を見ても2年が限度と考える。 ・もし9月以降になる場合は、特定延長の対象となるため一旦集約拠点団地に移転となる。二子団地に近い三反走団地等への移転をすすめることになる。
	れない。どうすればよいか。	ま (()) は は しょ いっかっ
	・市報が届いていない。どういう仕組みで配布しているのか?行政委員の任期が今年で満了だが次期はどうやって決めるのか。	・震災後は様々な地区から住民が集まっているため、地区や町内会ごとに市の担当職員がはいり、相談しながら決めていく。
コミュニティ関係	・移転集約に伴い、新たに近所関係の問題が発生した場合、どのように対応するのか?市からは団地任せの印象を受ける。	・問題が発生した場合の具体的な対応策は 即答できないが、コミュニティ形成は全 て行政の主導ではなく、地域とともに進 めていきたい。
	・再建方法が未決定と思われる者に対し、 自立計画届出書が届いていないケース がある。	・自立計画届出書は、平成28年5月時点で住まいの再建意向が未決定の世帯と独自再建予定世帯に送付しており、復興公営住宅や防災集団移転事業等の事前登録をしている世帯には送付していない。再
その他	・ 白立面建の支援を受けるためにけ、どこ	建意向が変わった場合は、市生活再建支 援課に早急に連絡してほしい。
	自立再建の支援を受けるためには、どこ に相談すれば良いのか?	・市生活再建支援課に相談してほしい。連絡をいただいた場合など必要に応じて、自立生活支援専門員や自立生活支援員による訪問も行っている。
	・現在住んでいる仮設住宅に不具合が出 た場合、市で対応してもらえるのか?	基本的には市で修繕するが、簡単に修繕 できないような場合には、移転をお願い することもある。